



長野市公共施設マネジメント ニュース・レター

令和7年3月

Vol.32

公共施設使用料等の見直し

1 本市の公共施設の使用料等の現状と運営への影響

我が国の最近の社会経済情勢は、エネルギーコストの上昇や円安による原材料の値上がりなどにより、物価が上昇し、その影響が全体に広がっています。また、働き方改革の進展や労働人口の減少に伴う人手不足など雇用環境は大きく変化し、人件費も上昇しています。

物価等の上昇は、本市の施設運営にも影響を与えています。民間ではコストの上昇分を料金に反映させつつありますが、公共施設の使用料等は条例で上限が定められており、料金の改定には一定の時間を要します。改定までの間はコスト上昇分が料金に反映されないことから、運営側、つまり指定管理者側が経費を負担せざるを得ず、コスト上昇分が収益を圧迫するなど施設運営にとって厳しい状況となっています。

こうした状況は施設サービスの低下につながりかねず、また指定管理者が施設運営から撤退し、さらには担い手が確保できなくなるといったリスクも高まります。このため、社会経済情勢や雇用情勢を踏まえた適切な料金に見直すことで、施設の安定的な運営やサービスの維持を図る必要があります。

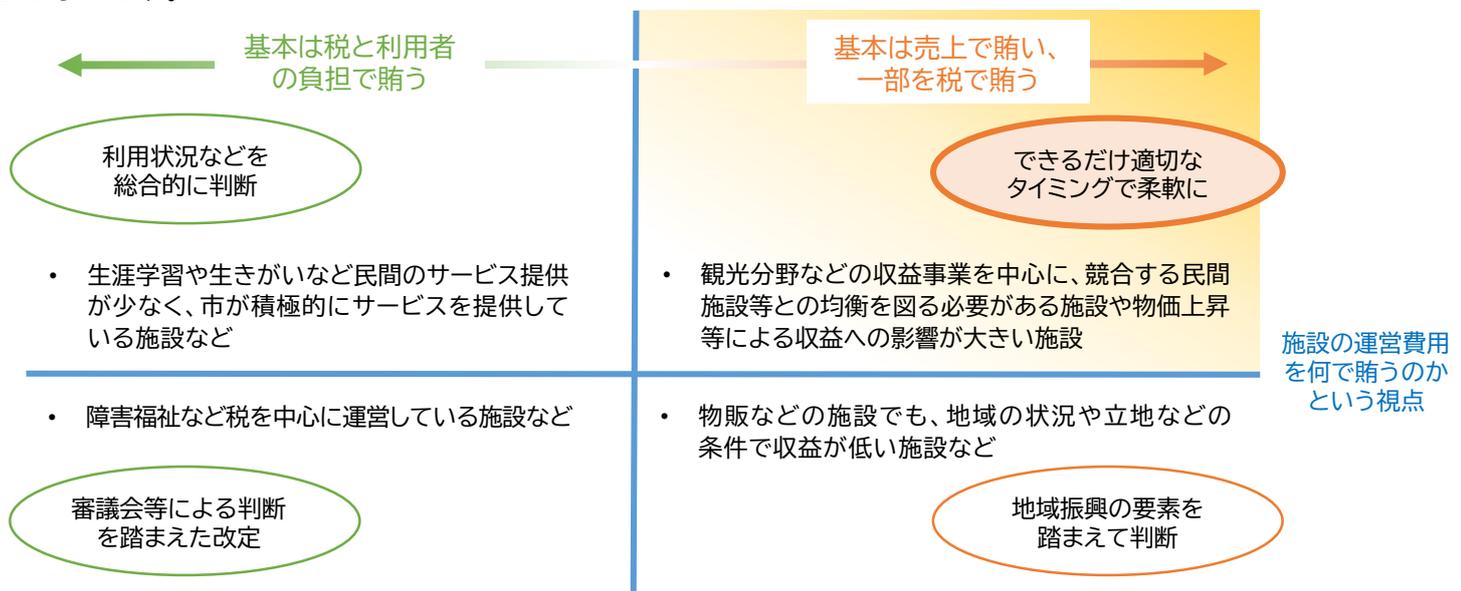
2 施設の使用料等の見直しの検討に当たっての留意点

使用料等を見直す必要がある一方で、本市が運営する公共施設の設置目的や性質は多種多様であることから、一律に料金を見直しを行うことは適切でないと考えています。

このため、見直しの検討に当たっては、物価上昇の影響のほか、本市の料金設定の基本的な考え方である「行政サービスの利用者の負担に関する基準」との乖離も踏まえつつ、さらに利用者が負担する部分と市が税金で負担する部分について施設の目的や性質を考慮した上で、見直しを検討する必要があります。

3 使用料等の見直しの方向性

下の図は施設の目的や性質から、利用者と市（税）の負担をどのように判断していくか、大まかに整理したものです。



使用料等の設定に当たってどのような視点に留意すべきかという視点

(次ページへつづく)

前述のとおり、本市の公共施設も物価上昇の影響を受けており、使用料等の見直しが必要になってきています。とりわけ観光系施設（前ページ図の右上の領域）については、新型コロナ5類移行により経済活動が回復する中で、コスト増加分の料金転嫁が進まない影響で、損失が生じ続けています。このため早期の対策が必要として、このたび戸隠スキー場などの条例を改正しました。

なお、この改正にあたっては、運営する指定管理者が提供するサービスの充実が図れるよう、使用料等の上限額を引き上げています。



▲戸隠スキー場

4 使用料等の見直しによる経営の安定化

使用料等の上限額の見直しにより、経営の安定化が図られ、指定管理者の発想による独自のサービスや多様なメニュー、付加価値の高い商品の提供などが期待されます。さらに施設の魅力アップによる集客の増加、収益の改善、サービスの向上につながることも期待しています。

今後も施設のサービス維持に必要なコストに見合った使用料等となるよう、利用者負担や税負担とのバランスを取りながら、見直しを行っていく必要があると考えています。



▲飯綱高原キャンプ場

▼松代荘

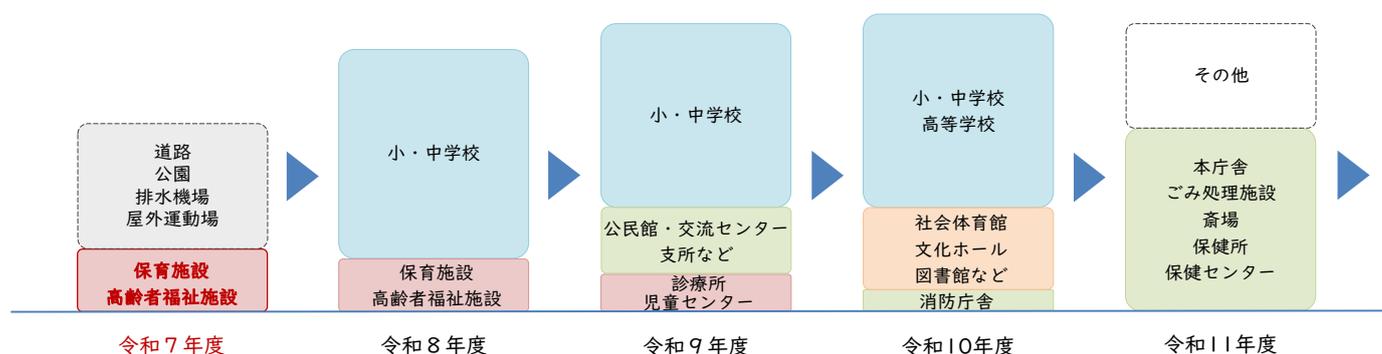


全市有施設の照明器具LED化に向けた取組

令和9年末の蛍光灯（ランプ）の製造終了が間近となっている中、全国的にLED照明器具への切り替え需要が高まることが見込まれるため、本市では早期に全ての市有施設の照明器具LED化を完了するための計画を策定してきました。

令和7年度から、市民の皆様が利用する身近な施設や学校を優先しながら、計画に基づき切り替えを進めます。

《LED化スケジュールのイメージ》



保育園や公民館などの建物については、交換をできるだけ前倒しして進めるため、令和6年度から交換のために必要な施設の事前調査に着手しており、令和7年度秋頃から調査と並行しながら、実際の交換を開始する予定です。

また、道路や公園、排水機場などのインフラ施設については、PPP手法により民間活力を活用することとし、交換完了後の機器等のメンテナンスも含めた契約が可能なESCO事業によってLED化を進めています。

- ✓ 施設の利用状況等によっては交換に伴う休館により、ご不便をお掛けする場合があります。利用者には負担ができるだけ掛からないよう照明器具の交換を行いますので、ご協力をお願いします。

指定管理者制度の本市の活用状況

指定管理者制度は、公的な管理主体から民間事業者、NPO法人等の団体に公共施設の管理の委任先を広げることを一つの目的として、平成15年（2003年）の地方自治法改正によって創設されました。

この制度の創設によって、管理主体を行える団体が増えて、競争性が生まれたことで、住民サービスの向上や施設管理における費用対効果の向上という効果が期待されています。

1 主な制度導入施設

本市では、制度導入の効果を期待し、準備期間を経て、平成18年（2006年）から制度導入を開始、大規模な施設をはじめ、観光施設や子どもたちなどの福祉施設まで幅広く導入してきました。

令和6年（2024年）の時点で180を超える公共施設に導入し、延べ80近くの協定を民間事業者等と締結しています。

〔現在本市で制度を導入している施設の例〕

- ・オリンピック施設（エムウェーブ、ビッグハット など）
- ・温浴施設（りんごの湯、湯～ぱれあ など）、宿泊施設（松代荘 など）、道の駅（信州新町、中条、大岡）
- ・動物園（茶白山、城山）
- ・スポーツ施設（長野運動公園、南長野運動公園 など）
- ・文化ホール（芸術館、東部、松代 など）
- ・こども広場（じゃんけんぽん、このゆびとまれ）、ながのこども館（ながノビ！）
- ・老人福祉センター、老人憩の家

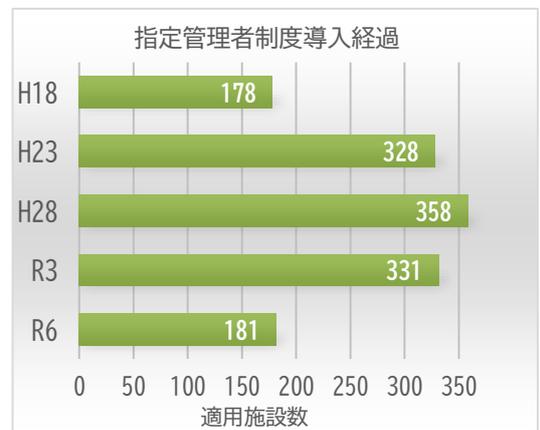


2 近年の課題

本市は、制度導入当初から多くの施設に適用し、順次施設数を増やしてきましたが、平成28年（2016年）以降は、減少傾向にあります。

減少の要因としては、施設そのものが廃止、休止となったものもありますが、多くは「制度の導入は必ずしも必要ない」という判断が増加したことが挙げられます。

その判断が増加した背景の一つとしては、実際の施設の運営の中で、集会施設においては建物管理のみのため制度導入による効果（サービス向上+コストダウン）が求めにくいものや、福祉施設の中には法律などにより運営方法に制限があるため、管理主体となった民間事業者等が期待するほどの事業効果が得られなかったなどの「制度導入による期待と実態の乖離」が挙げられます。



【制度導入による期待と実態の乖離の具体例】

- ✓ 建物の維持管理以外に業務がなく、サービス向上やコストダウンの余地が見出せない
- ✓ 法律や様々な基準で事業内容に制限があるサービス（特に福祉）は、独自の創意工夫が難しい

【課題の解決に向けた取組】

制度導入から20年近くが経過し、利用者のニーズの変化や人口の変動、民間事業者等においては人手不足による従業員の確保が難しくなるなど施設運営を取り巻く状況が変わってきていることや、制度導入当初と比べ競争性が失われている中で、指定管理者制度の運用については見直しの時期が訪れているものと考えています。

このため、施設の運営状況の把握や今後の経営見通しなど踏まえ、制度に馴染む施設を整理しながら、制度導入による効果がより得られるよう導入施設全般の見直しを行いたいと考えています。

自治体職員に向けた研修会を開催しました

公共施設マネジメントを適切に推進していく上では、既存施設の利活用の手法や施設整備のための財源確保の方策などについて、取組を担う自治体職員に幅広い知識が求められます。

このため、本年度は施設の転用事例を実地で学ぶとともに、民間活力の活用の先進事例についての研修会を開催しています。

公共施設の転用事例の現地研修

令和6年10月10日、『用途廃止後の転用の事例「HUBLIC NAKANO」に学ぶ』と題して、廃校となった小学校施設を子育て支援拠点施設として転用した事例の現地研修を、中野市で開催しました。

また、より身近な事例を学ぶ機会とするため、須坂市、坂城町、高山村、信濃町及び飯綱町との連携事業として近隣市町村の職員とともに学び、意見交換の場も設けました。

研修会では、施設の転用までの様々な取組の経過や苦慮した点、廃校施設を利活用する上での課題など、具体的な事例に基づいて講義いただきました。

同じように子どもたちが利用する施設であっても、教育から子育て支援に適した施設に転用する上で、施設改修といったハード面だけではなく、日々の運営や利用者サービスなどの面でも様々な課題が生じているそうです。

このため、施設改修の内容を見学しただけではなく、実際の使用方法や工夫した点など実地で説明いただいたことで、より具体的なイメージを持てる研修会となりました。

今後も実践的な研修を通じて、効果的、効率的な公共施設の利活用のための知識を深めていきたいと考えています。



先行自治体の公民連携の取組に学ぶ

令和6年11月22日、ふるさと財団公民連携アドバイザー派遣事業として『常総市が実践する公共施設マネジメント』と題し、常総市市長室資産活用課課長補佐兼係長の堀井喜良氏を講師に迎え、全国初の取組であるトライアルサウンディング*など民間活力を活用した先事例について学びました。

この研修では、市が創りたい未来やビジョンを明確にする必要があること、市民との対話はもとより民間事業者との対話の中からその知見や力の活用を図ること、さらに計画から具体的な事業の実現に向かうことが重要であることなどを講義いただきました。

参加した職員からは、幅広い視点で公民連携を図ることが、今後の公共施設マネジメントの推進には必要であると再認識したとの声もあり、有意義な研修会となりました。



* トライアルサウンディング：公共資産を民間事業者に暫定利用してもらい、そこで得られた経験、知見、市場性などを本格利用に反映させていく公民連携の手法

今までのニュースレターや公共施設マネジメントの情報は、HPへ！ [【長野市ホームページ>市政情報>施策・計画>公共施設マネジメント】](#)

長野市 総務部 公共施設マネジメント推進課 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

Tel：026-224-7592 / Fax：026-224-7964 / E-mail：koukyou@city.nagano.lg.jp

◆ 挿入キャラクター「ミーコ」の作画は、長野俊英高等学校 漫画研究部に協力していただきました。

